

外務省説明資料

女子差別撤廃条約

令和元年 11 月
外務省女性参画推進室

1 条約の概要

(1) 正式名称

「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」

(Convention on the Elimination of All Forms of Discrimination against Women: CEDAW)

(2) 概要

男女の完全な平等の達成に貢献することを目的として、女子に対するあらゆる差別を撤廃することを基本理念とする。「女子に対する差別」を定義し、締約国に対し、政治的及び公的活動、並びに経済的及び社会的活動における差別の撤廃のために適当な措置をとることを求めている。

2 条約の採択・発効

1979 年 12 月 18 日 第 34 回国連総会において採択（賛成 130（我が国含む）、反対 0、棄権 11）

1980 年 3 月 1 日 署名のため開放

1981 年 9 月 3 日 発効

（20 番目の批准・加入国（セントヴィンセント及びグレナディーン）の加入書寄託日の後 30 日目）

3 我が国の署名・批准

1980 年 7 月 17 日 署名

（デンマークで開催された国連婦人の十年中間年世界会議の際、高橋駐デンマーク大使（当時）が署名）

1985 年 6 月 24 日 第 102 回通常国会において承認

1985 年 6 月 25 日 批准

（科学万博賓客として来日中のデクエヤル事務総長（当時）に対し、安倍外務大臣（当時）から批准書を寄託）

1985 年 7 月 25 日 効力発生

4 条約批准状況

2019 年 9 月現在 締約国数：189 か国

5 我が国の条約実施状況報告

1987 年 3 月 13 日 第 1 回政府報告提出

1988 年 1 月 18～19 日 第 1 回政府報告審査（第 7 回女子差別撤廃委員会会期）

1992 年 2 月 21 日 第 2 回政府報告提出

1993 年 10 月 28 日 第 3 回政府報告提出

1994 年 1 月 27～28 日 第 2・3 回政府報告審査（第 13 回女子差別撤廃委員会会期）

1998 年 7 月 25 日	第 4 回政府報告提出
2002 年 9 月 13 日	第 5 回政府報告提出
2003 年 7 月 8 日	第 4・5 回政府報告審査（第 29 回女子差別撤廃委員会会期）
2008 年 4 月 30 日	第 6 回政府報告提出
2009 年 7 月 23 日	第 6 回政府報告審査（第 44 回女子差別撤廃委員会会期）
8 月 7 日	第 6 回政府報告に関する女子差別撤廃委員会の最終見解公表
2011 年 8 月 5 日	上記最終見解に対する日本政府コメント提出
2012 年 11 月 1 日	上記最終見解に対する日本政府コメントに係る追加的情報提出
2014 年 9 月 5 日	第 7・8 回政府報告提出
2015 年 7 月 27 日	第 7・8 回政府報告プレ審査（政府は参加不可。NGO は参加可）
2016 年 1 月 29 日	第 7・8 回政府報告に関する委員会からの質問事項への回答提出
2016 年 2 月 16 日	第 7・8 回政府報告審査
3 月 7 日	第 7・8 回政府報告に対する女子差別撤廃委員会の最終見解公表

6 条約の構成

全文、本文 30 カ条及び末文により構成

【主な内容】

第 1, 4 条	差別の定義
第 2, 3, 5, 6 条	一般的義務
第 7 条	政治的、公的活動への参加に関する平等
第 8 条	国際会議等への参加に関する平等
第 9 条	国籍の取得、変更、保持に関する平等
第 10 条	教育を受ける機会に関する平等
第 11 条	労働・雇用に関する平等
第 12 条	保健に関する平等
第 13 条	その他の経済的・社会的分野に関する平等
第 14 条	農山漁村における差別の撤廃
第 15 条	法律の前の男女平等
第 16 条	婚姻及び家族関係にかかわる差別の撤廃
第 17～22 条	女子差別撤廃委員会等
第 23～30 条	手続事項等

7 女子差別撤廃条約選択議定書

条約に定められている権利の侵害を、個人等が女子差別撤廃委員会に通報し、この通報を委員会が検討の上、委員会としての見解を締約国に通知する制度、いわゆる個人通報制度を定めたもの。日本は締結していない。1999 年 10 月 6 日第 54 回国連総会において採択、2000 年 12 月 22 日発効した。締約国数は 113 カ国（2019 年 9 月現在）。

（了）

女子差別撤廃委員会

令和元年 11 月
外務省総合外交政策局
女性参画推進室

1 設立の経緯

女子差別撤廃委員会（Committee on the Elimination of Discrimination against Women）は、女子差別撤廃条約の実施に関する進捗状況を検討するため、同条約第 17 条に基づき設置された。1982 年 4 月、同委員会委員の第 1 回選出が行われた。

2 委員会の機能

- （1）毎年 3 回会合（会期は 3～4 週間）を開催し、締約国が提出する同条約の実施のために講じた立法上、司法上及び行政上の措置等に関する報告（各締約国は条約の発効後 1 年以内、その後は少なくとも 4 年毎に同委員会へ提出することが義務づけられている）を検討する。なお、2010 年以前は、委員会の会期を締約国が柔軟に決定することを認める条約第 20 条 1 改正が発効するまでの暫定的措置として、会合の開催頻度は年 2 回であったが、2010 年以降は 1 年に 3 回開催している。
- （2）委員会の活動につき、経済社会理事会を通じて国連総会に報告する。
- （3）締約国から得た報告及び情報の検討に基づき、提案及び一般的な性格を有する勧告を行う。
- （4）同条約選択議定書に基づく個人からの通報を検討する。

3 委員会の構成

- （1）締約国により選ばれた、徳望が高くかつ同条約の対象とされる分野において十分な能力を有する 23 名の個人資格の専門家により構成される。
- （2）委員は同条約の締約国会合で行われる選挙により選出され、任期は 4 年。2 年毎に委員の半数（11 名ないし 12 名）を改選する。次期選挙は、2020 年 6 月で、任期は 2021～2024 年。
- （3）我が国からは、2019 年 1 月より秋月弘子委員が現職（任期は 2022 年末まで）。

【参考】これまでの我が国出身の委員

赤松良子元文部大臣（1987 年～1994 年）

佐藤ギン子元証券取引等監視委員長（1995 年～1998 年）

多谷千香子旧ユーゴ国際刑事裁判所訴訟判事（1999 年～2001 年 10 月）

齋賀富美子人権担当大使（2001 年 11 月～2007 年）

林陽子弁護士（2008 年～2018 年）

（了）

個人通報制度(概要)

制度の概要

1. 個人通報制度とは、人権諸条約において定められた権利の侵害の被害者と主張する個人等が、条約に基づき設置された委員会に通報し、委員会はこのを検討の上、見解又は勧告を各締約国等に通知する制度。
2. 委員会の見解には法的拘束力はないが、基本的に、締約国は見解へのフォローアップを求められる。
3. 通報者は、国内の救済措置(訴訟等)を尽くす必要があり、また、通報は、個人通報制度を受け入れている国に関するものでなければならない。
4. 我が国が締結している人権諸条約のうち、
(1) 自由権規約、女子差別撤廃条約、児童の権利条約、障害者権利条約、社会権規約については、選択議定書において個人通報制度を規定。
(2) また、人種差別撤廃条約第14条、拷問等禁止条約第22条、強制失踪条約第31条のように、条約中の選択条項として規定されているものもある。

個人等が委員会へ
通報

委員会から締約国
への注意喚起

- 締約国が書面による主張(反論等)を提出

委員会による検討

- 受理可能性の検討
- 委員会が締約国に暫定措置に関する見解を出す場合あり
- 条約違反の有無の検討

委員会による
見解等の通知
(条約違反ありの場合には、
フォローアップ手続へ。)

各国の状況

	G7							豪露	NZ	中韓	各条約締約国数	個人通報制度受入れ国数
	日	米	独	仏	英	伊	加					
自由権規約	○	○	個	個	○	個	個	個	個	×	173	116
社会権規約	○	×	○	個	○	個	○	○	○	○	170	24
女子差別撤廃条約	○	×	個	個	個	個	個	個	個	個	189	113
児童の権利条約	○	×	個	個	○	個	○	○	○	○	196	46
人種差別撤廃条約	○	○	個	個	○	個	○	個	○	個	181	59
拷問等禁止条約	○	○	個	個	○	個	個	個	○	個	168	69
障害者権利条約	○	×	個	個	個	個	個	○	個	○	180	95
強制失踪条約	○	×	個	個	×	○	×	×	×	×	62	21

個：個人通報制度を受入れ済み

○：条約本体のみ締結済み（個人通報制度は受け入れていない）国

×：条約本体未締結（2019年9月30日時点）

政府の立場

- ①個人通報制度については、条約の実施の効果的な担保を図るとの趣旨から注目すべき制度と認識。
- ②個人通報制度の受入れに当たっては、我が国の司法制度や立法政策との関連での問題の有無及び個人通報制度を受け入れる場合の実施体制等の検討課題があると認識。
- ③個人通報制度の受入れの是非については、各方面から寄せられる意見も踏まえつつ、引き続き、政府として真剣に検討を進めているところ。

女性の活躍推進のための開発戦略

(2016年5月策定)

持続可能な開発目標 (SDGs)

(2015年9月採択)

ゴール5: ジェンダー平等と女性の能力強化

開発協力大綱 (2015年2月閣議決定)

女性の参画の促進を重点課題として、
女性の能力強化、女性の権利の尊重を明記



① 女性と女児の権利の尊重・脆弱な状況の改善

女性及び女児に対する差別、暴力の根絶

- **女性にやさしいインフラ整備** (例: 女子トイレ、女性専用車両等の整備)
- 紛争下における女性に対する暴力撤廃
- 女性の生涯にわたる健康の確保 (例: 保健サービス強化、母子手帳等)

② 女性の能力発揮のための基盤の整備

女子教育 (科学・技術・工学・数学 (STEM) 分野含む) の推進・強化

(例: 女性工学系教員の育成、女性の理工系研究者への支援)

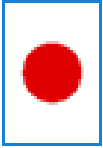
- 職業訓練支援、科学・技術分野で活躍する女性の拡大
- 無償ケア労働の省力化
- 紛争予防、紛争解決、平和構築分野における女性の人材育成

③ 政治、経済、公共分野における女性のリーダーシップ向上

女性の経済的エンパワメントの推進

- 女性の政治・公共分野でのリーダーシップ強化・推進、ガバナンス強化
- 男女共同参画の視点に立った防災・緊急支援、意思決定過程への女性の参画推進、
防災分野における女性のリーダーシップ向上 (例: 防災分野の女性行政官への研修事業)

重点分野と具体的な取組例



女性の活躍推進のための日本の開発協力

- ① デリー-高速輸送システム建設事業
(女性にやさしいインフラ/インド)



- ② 市民と平和のための警察研修
実施能力強化事業(女性警察官
育成を含む/コンゴ民)



- ③ 男女共同参画視点に立った
農業普及推進プロジェクト(ケニア)



- ④ 避難キャンプにおける紛争の影響下
にある避難女性及び受入側コミュニティ
への緊急対応(南スーダン)

※UNWOMENを通じた支援



- ⑤ 課題別研修: ジェンダーと多様性
からの災害リスク削減(防災におけ
るリーダーシップ, アジア)



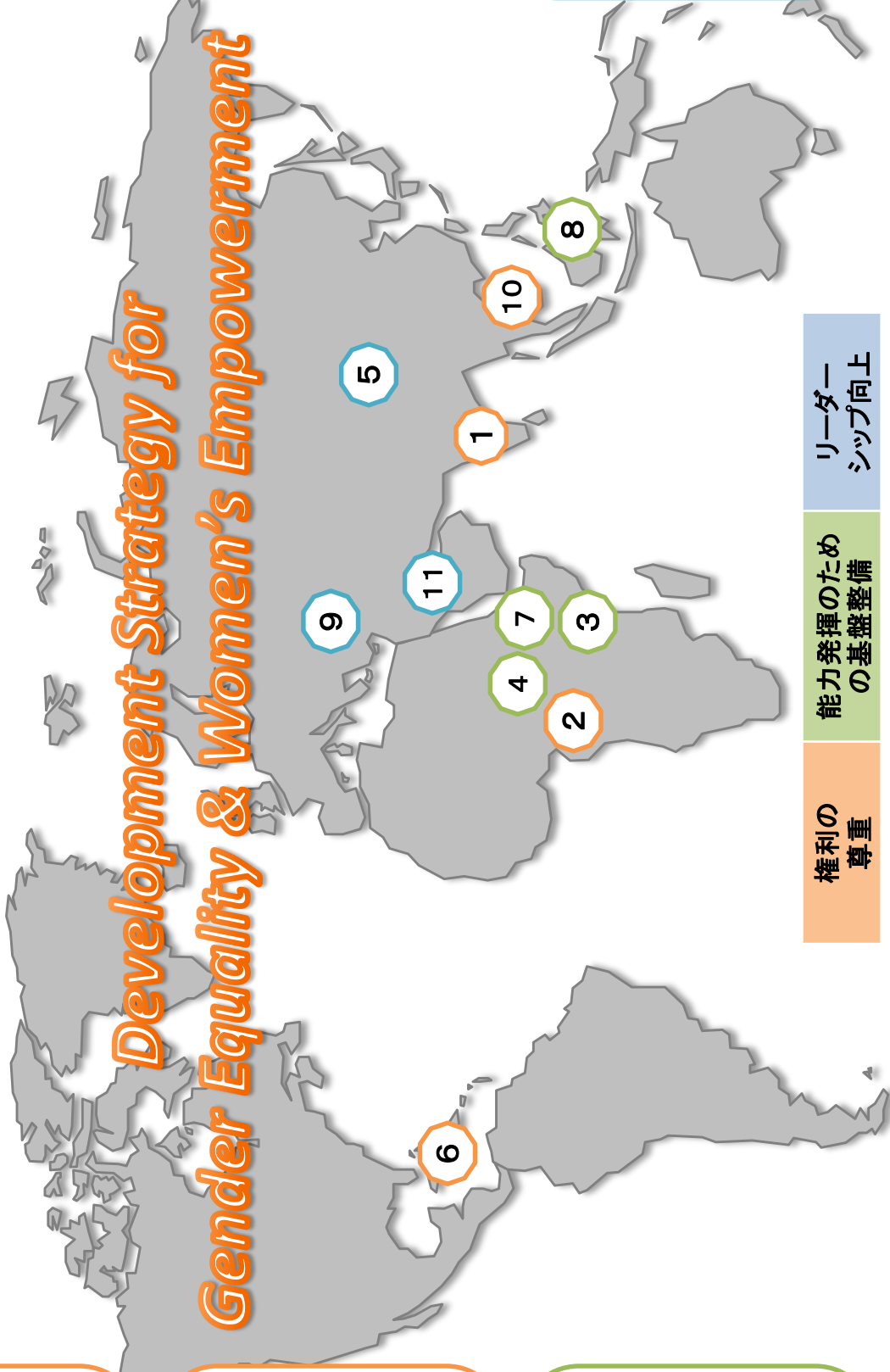
- ⑥ 第三保健地域母と子のプライマ
リーヘルスケアプロジェクト
(ドミニカ共和国)



- ⑦ 女性のための衣類製作職業訓
練センター設立(エチオピア)



- 途上国の女性たちの活躍を推進するため、①女性と女兒の権利の尊重、②女性の能力発
揮のための基盤の整備、③政治、経済、公共分野への女性の参画とリーダーシップ向上を
重点分野とした支援を行っている。
➢ 2016年から2018年までの3年間で、当分野において30億ドル超の支援(二国間ODA及
び国際機関を通じた支援)を行うことを表明し、着実に実施した。



- ⑪ パレスチナ難民生計向上のための
能力開発プロジェクト(ヨルダン)



- ⑩ ブンパン前期中等教育施設
拡張計画(女子の学習環境改善/
カンボジア)



- ⑨ 一村一品アプローチによる小規模ビ
ジネス振興を通じたコミュニティ活性化
プロジェクト(キルギス)



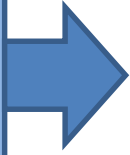
- ⑧ アセアン地域の工学系高等教育
ネットワーク構築支援(女性工学系
教員の育成)



女性・平和・安全保障 (Women, Peace and Security: WPS) に関する国連安保理決議 と「行動計画」について

女性・平和・安全保障（Women, Peace and Security:W P S） に関する安保理決議第1325号とは

2000年に平和・安全保障の文脈に「女性」を関連づけた初めての安保理決議第1325号が採択された。議長国はナミビア。同決議では、紛争下において女性・女兒と男性・男児が受ける不均衡な影響（インパクト）を認識するとともに、女性・女兒は紛争下の性的暴力からの保護の対象であると同時に平和・安全保障の主体者と認識。性差による二一ズを踏まえつつ、紛争予防・紛争解決・和平交渉・平和維持活動・平和構築・ガバナンスの全ての段階の意思決定及び主体として女性の平等で十全な参画を要請。さらに、人道支援、復興におけるジェンダー主流化、女性の人権の保護及びジェンダー平等の促進を要請。



安保理決議第1325号（2000年）及び9本の関連決議履行のため、女性・平和・安全保障に関する「行動計画」策定・実施を国連加盟国は求められている。

女性・平和・安全保障（WPS）に関する安保理決議（9本）

安保理決議	概要
決議第1325号 (2000年)	<u>国際的な平和と安全保障の文脈に「女性」を関連づけた初の安保理決議</u>。紛争下において女性・女兒と男性・男児が受ける不均衡な影響（インパクト）を認識するとともに、女性の保護及び紛争予防・紛争解決・和平プロセス・紛争後の平和構築・ガバナンスにおける意思決定の全ての段階における女性の平等で十全な参画を要請。さらに、紛争下の性的暴力からの女性の保護、PKO、平和構築活動のあらゆる面におけるジェンダー主流化、女性の人権の保護、及びジェンダー平等の促進を要請。PKO要員のジェンダー研修、人道・復興支援へのジェンダー配慮。
決議第1820号 (2008年)	<u>紛争下の性的暴力を平和と安全保障の重要課題、戦争犯罪として明示的に認識した初の安保理決議</u>。政治的・軍事的目標を達成するための武装勢力による文民に対する性的暴力行使の停止、紛争加害者による性的暴力に関する不処罰の終焉と文民の効果的な保護を要請。さらに、PKOに対し、職員研修、平和活動へのより多くの女性派遣、性的搾取と虐待（SEA）のゼロ・トレランス政策の徹底、国内機関の能力強化等を通じて性的暴力防止及び対処のためのメカニズムの構築を要請。
決議第1888号 (2009年)	リーダーシップの発揮及び効果的な支援メカニズム構築を通じた安保理決議第1820号の履行を強化する安保理決議。<u>紛争下の性的暴力の対応として、主に国連の機関間イニシアチブである UN Action Against Sexual Violence in Conflictを通して各ステイクホルダーと協力・調整して取り組むための事務総長特別代表の任命（SRSG）、性的暴力が起きている地域への専門家（TOE）・アドバイザーチームの早急な派遣を要請</u>。さらに、和平交渉において性的暴力問題を取り上げ、性的暴力問題に取り組むためのアプローチを強化するほか、紛争の傾向と加害者に関するモニタリング及び報告制度の改善を要請。（なお、クリントン米 국무長官の議長の下で採択された。
決議第1889号 (2009年)	安保理決議第1325号に言及されているような紛争後の和平プロセス・平和構築への女性の参画の際の<u>障害に対処するための安保理決議</u>。国連事務総長に対し、安保理決議第1325号の履行をモニタリングするための国際的な一連の指標を安保理に提出することを要請。さらに、紛争及び紛争後の状況における女性及び女兒のニーズへの国内的・国際的対応の強化を要請

決議第1960号 (2010年)	安保理決議第1820号及び第1888号の履行に関する報告義務システムを設置するための安保理決議。国連事務総長に対し、紛争に関連した性的暴力の強い疑いがある又は責任がある当事者を年次報告の付属に列挙するよう要請、関連する制裁委員会と国際戦犯法廷へ報告する。関連する制裁委員会は、紛争下の性的暴力担当事務総長特別代表からブリーフを受け、列挙された当事者に行動を起こすことが可能。さらに、紛争下の性的暴力に特定したモニタリング・分析・報告メカニズムの構築を要請。
決議第2106号 (2013年)	紛争下の性的暴力防止と対処に関する既存の安保理決議を強化するための安保理決議。紛争下の性的暴力への対応のため、治安、司法の対応が必要であることを確認。女性及び女児だけではなく、男性及び男児も被害者となっている惨禍を認識。性的暴力防止に向け、一貫した厳格な捜査と訴追の必要性、予防・保護・平和構築のあらゆる段階における女性の参画の重要性を強調。安保理決議第1888号により設置された専門家・アドバイザーチームを各国の取組に活かすよう促し、事務総長と関連の国連組織に対し、紛争下の性的暴力に関するモニタリング、分析及び報告をするよう要請。
決議第2122号 (2013年)	女性・平和・安全保障(WPS)に関する諸施策の実施により更に統合的なアプローチを示した安保理決議。紛争解決と平和構築における女性のリーダーシップと積極的な参画に焦点。DDR(武力解除とリハビリテーション)のジェンダー視点、配慮を強調。紛争の根本原因にジェンダー視点から取り組むことを再強調。国連事務総長に対し、ジェンダー専門家の国連交渉団への配置、交渉者として幹部レベルの女性の指名を要請。また、国連事務総長及び国連事務総長特別代表に対し、女性の参画について安保理への報告を要請。さらに、 <u>2015年のハイレベル・レビュー及びそれぞれに向けた安保理決議第1325号の実施に関するグローバル・スタディーを作成することを決定。</u>
決議第2242号 (2015年)	1325号決議から15年目を迎えた2015年、各国の1325号履行状況と今後の課題を報告したグローバル・スタディの内容を念頭に、これまでの関連決議を含む、 <u>女性・平和・安全保障分野における各国の取組をより一層強化することを要請。</u> 女性に対するあらゆる差別の撤廃を再認識し、紛争の予防と解決に関する取組における女性の参画を確保することを強調。さらに、ジェンダー平等を確立するため、紛争及び紛争後の状況にある諸国を支援することを奨励。また、 <u>市民社会、とりわけ女性組織との関わりも重要視している。</u>
決議第2467号 (2019年)	決議1888号の10周年を踏まえ、これまでの決議及び、SRSG-SVCの任務強化の決議。初めて生存者中心アプローチの重要性が明記され、 <u>生存者のニーズ対応及び、和平合意、移行期正義、治安部門改革等を含めた全ての取組に生存者ニーズが含まれるべきと認識。性的暴力被害者を差別無く支援することを要請。紛争下の性的暴力により妊娠した少女や女性への医療支援、生計手段を含めた包括的支援の強化、2021年までにレイプの結果生まれた子に関する報告書を事務総長へ提出するよう要請。</u> スティグマ(汚名)の払拭、加害責任追及のための司法制度の強化を要請。暴力過激主義が性暴力を利用することから、被害者への支援が再過激化の予防となると認識。紛争予防に草の根の女性の女性団体、少女や若者グループ、宗教指導者などの市民社会への支援の重要性を認識。

女性・平和・安全保障（WPS）に関する政府行動計画（National Action Plan: NAP）

【行動計画に盛り込むことが期待される要素】

- ①紛争下・紛争後の女性・女児へのあらゆる形態の暴力からの保護と予防
- ②国家・地域・国際レベルにおける平和・安全保障にかかる意思決定及び主体者として女性の平等な参画
- ③紛争下・紛争後の女性・女児の人権保護の増進
- ④女性・女児固有のニーズへの対処，人道・復興支援における女性の能力強化

- 2015年9月の国連総会一般討論演説で安倍総理より行動計画を策定した旨発表。2016年より実施し，3年後の2019年3月に改定版を策定。
- 年次評価報告書を2019年からは隔年で策定（当初は毎年策定）
- 2016年9月，関係国は各国の教訓やベストプラクティスを共有し取組を強化するため，女性・平和・安全保障に関するナショナル・フォーカル・ポイント(NFP) ネットワークを創設し，国連総会中と春に定期的に会合を開催。
- 2019年4月時点で、我が国を含む79か国（国連加盟国の40%）が策定済み。

行動計画策定済みの国名一覧（計79か国）

（北米2）米国、カナダ （注）2019年4月時点 情報元：Peace Woman
（欧州32）英国、ドイツ、フランス、イタリア、スペイン、ポルトガル、アイスランド、アイルランド、エストニア、オーストリア、オランダ、クロアチア、スイス、スウェーデン、スロベニア、セルビア、デンマーク、ノルウェー、フィンランド、ベルギー、ボスニア・ヘルツェゴビナ、マケドニア、リトニア、アコソボ、ウクライナ、モンテネグロ、チェコ、スロベニア、モルドバ、ルクセンブルク、ポーランド、アルバニア
（中央アジア3）キルギスタン、ジョージア、タジキスタン
（中東5）イラク、アフガニスタン、パレスチナ、ヨルダン、レバノン（アフリカ23）ウガンダ、ガーナ、ギニア、ギニアビサウ、コートジボワール、コンゴ（民）、シエラレオネ、セネガル、ナイジェリア、ブルンジ、リベリア、ルワンダ、マリ、ガンビア、ブルキナファソ、中央アフリカ共和国、ケニア、南スーダン、カメルーン、アンゴラ、ニジェール、モザンビーク、チュニジア、ナミビア
（中南米6）チリ、パラグアイ、アルゼンチン、ブラジル、エルサルバドル、グアテマラ
（アジア・大洋州11）豪州、ネパール、フィリピン、韓国、トンガ、インドネシア、日本、ニュージーランド、東ティモール、ソロモン諸島、（太字はG7、ロシアは未策定）

National Action Plans for the Implementation of UNSCR 1325 on Women, Peace and Security

79カ国が策定済み
(2019年4月現在)



日本の第2次行動計画 内容

	大目標	具体策の例
1. 参画	平和・安全保障のあらゆる段階に女性の参画を確保	➤ 紛争予防・防止にかかる意思決定への女性の参画の確保。 ➤ 災害復興・防災支援事業における女性の意思決定への参画の確保。
2. 予防	紛争予防にかかるプロセスへの女性の参加と指導的役割の促進	➤ 高度な紛争解決スキルを持つ女性や女性リーダーの育成。 ➤ 女性の地位向上やジェンダーの視点を取り入れた国際協力等の支援。 ➤ 法の支配の定着のための支援
3. 保護	紛争下・紛争後、災害時の女性の保護	➤ 暴力被害女性への包括的支援の提供。 ➤ 国連PKO要員及び災害派遣、開発援助、人道支援者による性的搾取・虐待(SEA)の防止 ➤ 国連PKO等平和構築活動や途上国支援事業に従事する者への研修。 ➤ 国連等による女性に対する暴力防止関連活動の支援。
4. 人道・復興支援	人道・復興支援過程における女性・女児固有のニーズの反映	➤ 食料等配給事業、シエルター配給事業、給水、衛生事業において女性が公平に支援を受けられる仕組みの構築。 ➤ 女性・女児が基礎的医療サービスを確保できるよう支援。 ➤ 紛争下においても女児が平等に学校教育が継続されるための支援。
5. モニタリング・評価	行動計画のモニタリング・評価・見直しを効果的に実施するための枠組みの構築	➤ 女性・平和・安全保障の分野に十分な知識と経験のある専門家で構成される評価委員会の設置。2年ごとに評価を含めた年次報告書の策定。 ➤ 政府は委員会の提言も踏まえ、4年後に行動計画の見直しを実施。

特徴： ●ドナー国の立場としての内容が主だが、一部国内の取組にも対応

●紛争関連の事態のみならず災害にも対応している

●女性を一括りで無く、多様な女性(マイノリティ女性、女性世帯、障害をもつ女性、国内避難民女性)について明記

紛争下の性的暴力担当国連事務総長特別代表 (SRSG-SVC)

＜設立・経緯・目的＞

2000年、国際的な平和と安全保障に女性に関連づけた初の安保理決議である決議1325が採択。同決議の関連決議と位置づけられる決議1888(2009年)に基づいて、2010年4月に紛争下の性的暴力担当国連事務総長特別代表(SRSG)が任命された。役割は対象国の政府高官と交渉し、政治的コミットメントを引き出し、対象国の取組を支援するために国際社会の支援を維持すること。



プラミラ・パッテン
特別代表 (SRSG)

写真: SRSG事務所HPより

SRSG事務所

官房としてSRSGをサポート。

専門家チーム(TOE)

紛争下あるいは紛争後の状況にある対象国の法・司法・警察制度を、政府高官を含む幅広い関係者との面談等を通じて性的暴力を考慮したものにする。

国連アクション

2007年に立ち上げ。13の国連機関が一つの声で(Delivery as one UN)、紛争下の性的暴力撤廃の活動にかかる政策立案や国連内の各種調整を行う。

＜特別代表の主要なマנדレート＞

- ①一貫した戦略的なリーダーシップの発揮
- ②既存の国連調整メカニズムの強化
- ③軍部・司法部を含む政府代表や、国家・非国家主体の武装組織及び市民社会と連携したアドボカシー活動の実施

＜戦略的優先事項＞

- ①一貫した効果的な刑事訴追を通じた、不処罰の文化から正義と加害責任の文化への転換
- ②持続可能で被害者中心の対応のための国家の当事者意識とリーダーシップの強化
- ③紛争下の性的暴力の根本原因への対応

紛争下の性的暴力防止にかかる日本の取組

2014年より日本は、専門家チーム(TOE)等の実施するプロジェクトを支援。

2019年までの6年間で約1103.5万米ドルの貢献を行っている(通算2位)。

＜日本の支援先＞

- **コンゴ(民)**における支援
(2019年までに約625万ドル)
 - **中央アフリカ**における支援
(2019年までに約185万ドル)
 - **イラク**における支援
(2019年までに約113.5万ドル)
 - **ソマリア**における支援
(2017年までに約130万ドル)
 - **ヨルダン**における支援
(2017年までに約50万ドル)
- * 2019年7月現在

＜主要各国の通算支援額＞ (2018年現在)

1位	スウェーデン	約2,000万(米ドル)
2位	日本	約950万(米ドル)
3位	フィンランド	約636万(米ドル)
4位	ノルウェー	約521万(米ドル)
5位	英国	約493万(米ドル)

出典:

Multi-Partner Trust Funding Office

＜実施例: コンゴ民主共和国＞

2014-17年にかけて支援を実施。性暴力司法特別ユニットを形成し、66名をトレーニング。その他、啓発活動、移動法廷といった支援により、2017年に1726件の性的暴力が登録、643件の判決、460件の量刑が与えられた。

出典: TOEプロジェクト最終報告書(2018年)



国連女性機関(UN Women)との連携強化

令和元年10月
女性参画推進室

United Nations Entity for Gender Equality and the Empowerment of Women

(ジェンダー平等と女性のエンパワメントのための国際機関)

設立:2011年1月

(国連婦人開発基金(UNIFEM)、国際婦人調査訓練研修所(INSTRAW)、ジェンダー問題担当事務総長特別顧問室(OSAGI)、女性の地位向上部(DAW))を統合)

本部:ニューヨーク

日本事務所:文京区庁舎内(2015年4月開設)

国連女性機関の優先的活動分野

- ①女性のリーダーシップと政治参画
- ②女性の経済的エンパワメント
- ③女性と女兒に対する暴力の根絶

- ④女性・平和・安全保障
- ⑤人道支援と女性
- ⑥ガバナンス・国家計画と女性

- ⑦SDGsと女性
- ⑧HIV /エイズと女性
- ⑨若者

我が国の協力

安倍総理のコミットメント 2013年国連総会一般討論演説に国連女性機関との連携強化を宣言。

「UN Womenの活動を尊重し、有力貢献国の1つとして誇りある存在になることを目指す。」

➤トップドナーの1つとして貢献

2013年	約200万ドル	2014年	約1千万ドル(10位)	2015年	約2千万ドル(5位)	2016年	約3千万ドル(2位)
2017年	約2.2千万ドル(4位)	2018年	約2.4千万ドル(4位)	2019年	約1.6千万ドル(順位は2020年6月判明予定)		

➤HeForSheキャンペーン IMPACT10X10X10 チャンピオンに安倍総理が選出

ジェンダー平等促進のため男子・男性の関与を呼びかけるキャンペーンにおいて、同キャンペーンを加速させる10首脳の1人に安倍総理が選出(2015年6月)。
2017年及び2018年9月に、チャンピオンとしてのコミットの進捗につき、報告書を発出した。



HeForShe
100 Million Strong
to Gender Equality

➤アジア唯一のリエンオフィス 国連女性機関日本事務所により国内でも連携を強化

2015年に文京区シビックセンターに開所。資生堂と連携して若者向けプログラムを実施する他、文京区や企業と連携してHeForSheキャンペーンの普及を図るイベントを実施。

第4次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について		
(1)	①分野	12 男女共同参画に関する国際的な協調及び貢献
	②施策	2 男女共同参画に関する分野における国際的なリーダーシップの発揮
	③具体的な取組 (大項目)	エ 国際分野における政策・方針決定過程への女性の参画拡大
	④具体的な取組 (小項目)	—
	⑤具体的な取組 (内容)	・在外公館における主要ポストの任命に際して、女性の登用を進める。 ・在外公館における主要ポストへの女性の登用や国際機関等における専門職への送り込み、国際的な政策・方針決定過程への女性の参画拡大。
(2)	主な施策の取組状況	<u>在外公館における主要ポストの任命について、当省においては、平成28年度以降の実績として、以下のとおり女性の大使及び総領事を登用した。</u> 平成28年11月～ 柳沢香枝 駐マラウイ大使 平成29年4月～ 羽田恵子 駐マケドニア旧ユーゴスラビア大使 平成29年10月～ 佐藤地 駐ハンガリー大使 平成30年1月～ 柳井啓子 駐モルディブ大使 平成31年2月～平成31年4月 尾崎久仁子 駐エストニア大使 平成31年3月～ 嘉治美佐子 駐クロアチア大使 令和元年8月～ 三好真理 待命 平成29年5月～平成30年12月 柳井啓子 プリスベン総領事 平成29年9月～ 伊藤恭子 トロント総領事 平成29年11月～ 関泉ハガツニヤ総領事 平成30年2月～ 河原節子 フランクフルト総領事 平成30年3月～ 関口ひとみ マナウス総領事 平成30年5月～ 加藤喜久子 ハンブルク総領事 平成30年11月～ 竹内みどり デンバー総領事
(3)	取組結果に対する評価	我が国の女性の大使は、昭和55年に初めて登用して以来延べ37人、総領事については、平成10年以来14人が就任している。大使の総数に占める女性大使の割合は4.1%、総領事については9.1%。
(4)	今後の方向性、検討課題等	<u>在外公館における主要ポスト(大使、総領事)の任命に際しては、今後も引き続き、大使、総領事自らが、我が国が社会における女性の活躍を推進していることを国際社会においてアピールできるよう、適材適所の考えに基づき、女性を含む優秀な人材から登用していく方針。</u> また、民間等からの優秀な人材の発掘、登用にも意を用いていきたい。
(5)	関連する4次計の成果目標及び参考指標の最新値	・在外公館の公使、参事官以上に占める女性の割合 成果目標：10%（令和2年） 最新値：6.3%、男女計542人、男508人、女34人（令和元年9月）
(6)	参考データ、関連政策評価等	

第4次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

(1)	①分野	12	男女共同参画に関する国際的な協調及び貢献
	②施策	2	男女共同参画に関する分野における国際的なリーダーシップの発揮
	③具体的な取組 (大項目)	エ	国際分野における政策・方針決定過程への女性の参画拡大
	④具体的な取組 (小項目)	—	
	⑤具体的な取組 (内容)		・在外公館における主要ポストへの女性の登用や国際機関等における専門職への送り込み、国際的な政策・方針決定過程への女性の参画拡大 ・<u>国際機関等の専門職、国際会議の委員や日本政府代表等</u>に、幅広い年齢層、分野の女性等がより多く参画することにより、<u>国際分野における政策・方針決定過程への参画を一層促進し、国際的な貢献に積極的に努める。</u>特に、海外留学の促進や平和構築・開発分野における研修等の充実により、将来的に国際機関等で働く意欲と能力のある人材の育成や、若者や子育てが一段落した世代等に対する国際機関への就職支援を強化する。また、国際的に活躍する女性リーダー育成に関する調査を行う
(2)	主な施策の取組状況		<u>① JPO (Junior Professional Officer) 派遣制度</u> 将来国際機関で勤務することを志望する35歳以下の若手日本人を原則2年間、国際機関に派遣し、勤務経験を積ませることにより将来の正規採用への途を開く制度である。ここ数年は毎年概ね50～60人程度を派遣している。 <u>② 国際機関幹部候補職員派遣制度</u> 将来的に国際機関の幹部ポストを担い得る中堅レベルの日本人を原則2年間、国際機関の職員として派遣する制度。数名程度の派遣を予定している。 <u>③ 潜在的な候補者の発掘・育成</u> ・ 国際機関採用プロセスで必要となるスキルを身につけられるような指導・育成等を実施する。 ・ 国内外における日本人留学生・社会人等に対するガイダンスの実施。グローバル人材教育に関心の高い高校や大学等における国際機関勤務経験者による講演等の実施。 ・ 潜在的に国際機関職員となり得る者が存在する関係府省との定期的な情報交換。
(3)	取組結果に対する評価		・ JPO派遣終了後のポスト獲得率はここ10年平均で7割以上と高い水準を保っていることから、邦人増強に極めて効果的な施策である。 ・ 平成30年度のガイダンス等への参加者は対前年比約3割増であり、より多くの潜在的候補者への広報が成功している。
(4)	今後の方向性、検討課題等		<u>令和元年度中においても、引き続き邦人職員の増強に向けてJPO派遣制度を活用した邦人の送り込みや、広報活動等を実施。</u> また、令和2年度以降も引き続き取組を実施・強化していくよう予算要求等を行う。
(5)	関連する4次計の成果目標及び参考指標の最新値		国連関係機関の日本人職員数(専門職以上): 882人(2018年12月31日現在)
(6)	参考データ、関連政策評価等		国連関係機関の日本人職員数(専門職以上): 850人(2017年12月31日現在)

成果

□ 平和構築の現場で活躍できる文民専門家の育成を目的として平成19年度から実施してきた外務省委託事業。
（平成19年度～26年度は平和構築人材育成事業として実施）

□ 12年間に795名が事業に参加（日本人597名，外国人198名）。

□ 日本人参加者の62%が女性（女性371名，男性226名）。

□ 日本人修了生は、バングラデシュ，ヨルダン，ルワンダ等，世界各地で活躍中。事業終了後の就業率は84%（国際機関・PKOミッション，政府機関，NGO等）（令和元年7月時点）。

事業内容（令和元年度）

人材の発掘・研修

- 広報・アウトリーチ
研修に関する説明会や個別相談会の開催，各種広報媒体を通じた発信等により人材発掘を進める
- プライマリー・コース（エントリーレベル）
～ 平和構築・開発分野で今後キャリアを形成していく人材の育成コース～
- 対象：2年以上の実務経験を有する日本人15名及び外国人10名程度
 - 内容：国内研修5週間＋海外実務研修1年間（日本人のみ国連ボランティアとして派遣）
- ミッドキャリア・コース（実務者レベル）
～ 平和構築・開発分野で更なる活躍を目指す実務家向けの訓練コース～
- 対象：平和構築・開発分野で10年程度の実務経験を有する日本人及び外国人計20名程度
 - 内容：コミュニケーション／交渉力，リーダーシップ／マネージメント
- グローバルキャリア・コース（実務者レベル）
～ 新たに国際機関でのキャリア構築を目指す実務家向けの訓練コース～
- 対象：国際機関での経験はないが，10年程度の専門的な職務経験を有する日本人実務者20名程度
 - 内容：国内研修（48時間）＋フィールドトリップ（オプション）（約1週間）

キャリア構築支援

- 調査・分析
今のトレンド，ニーズを把握してキャリア構築支援に活用するとともに研修コースの内容に反映させる
- キャリア構築支援
～ 国際機関のポスト獲得を目的としテイラーメイドな助言等を提供～
- ✓ キャリア構築支援に関する戦略の策定
 - ✓ 年間を通じた，または研修などの機会を利用した各種支援サービスの提供
 - 対象：国際機関やNGO等での就職を希望する研修コース修了生（日本人）
 - 内容：応募書類・面接指導，キャリア構築に関する助言，修了生の現況フォローアップや修了生と研修講師（特に現役の国際機関職員）相互のネットワーク構築等

日本人修了生の就職状況
(平成19～26年度「本コース」及び平成27～29年度「プライマリー・コース」)

(令和元年9月現在)

	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	計
国際機関	3	7	5	6	2	6	4	8	12	13	12	78
政府等	5	3	3	4	1	3	1	0	0	2	2	24
NGO・NPO	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
20 民間	1	0	1	1	1	0	1	1	1	0	0	7
シンクタンク・ 大学院等	0	1	0	1	2	1	0	0	0	0	1	6
就職活動中	3	1	2	1	4	1	4	4	1	0	0	21
その他	2	2	4	2	5	3	5	2	1	0	0	26
合計（人）	14	15	15	15	15	14	15	15	15	15	15	163
就業率（%）	77	93	85	100	67	91	60	69	93	100	100	85※

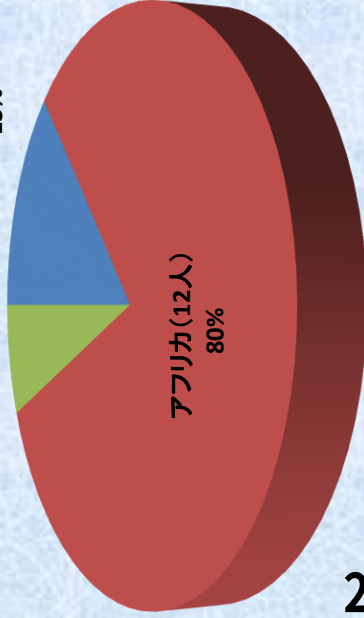
※過去1年以上、現況の更新が確認できていない19名及び育児・介護中の7名を除く。
(注)平成30年度研修員は令和2年夏まで海外実務研修中。

海外実務研修（平成28～30年度 派遣先）

平成28年度

【地域】

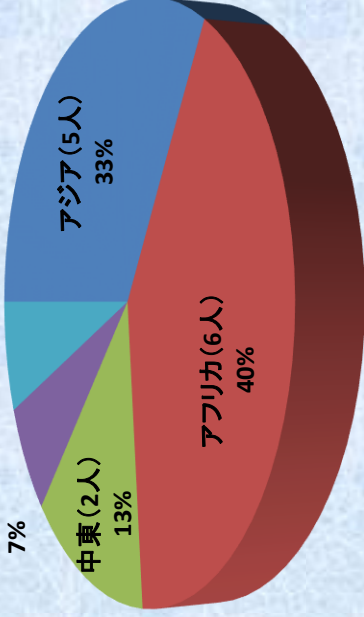
中東(1人) 7%
アジア(2人) 13%



平成29年度

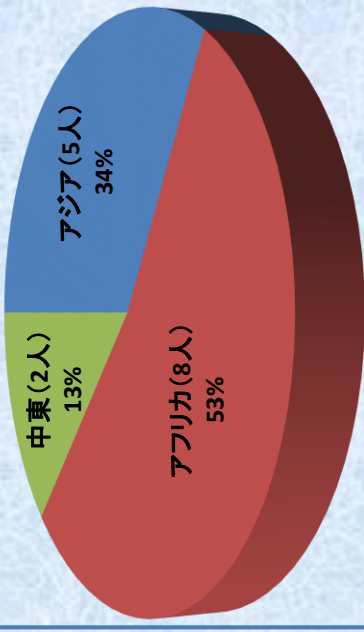
【地域】

南アメリカ(1人) 7%
ヨーロッパ(1人) 7%

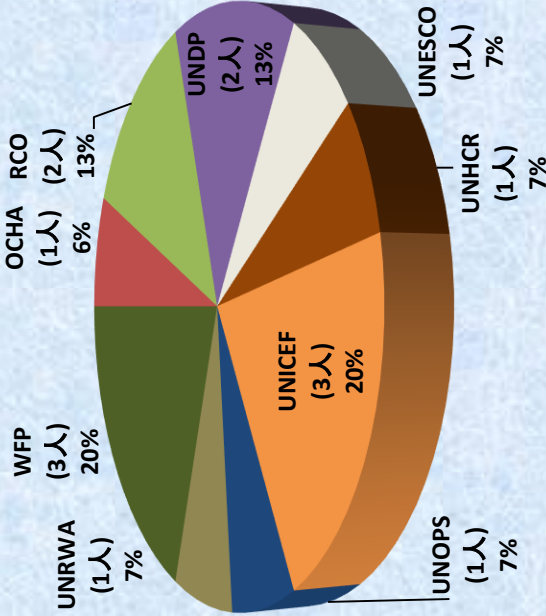


平成30年度

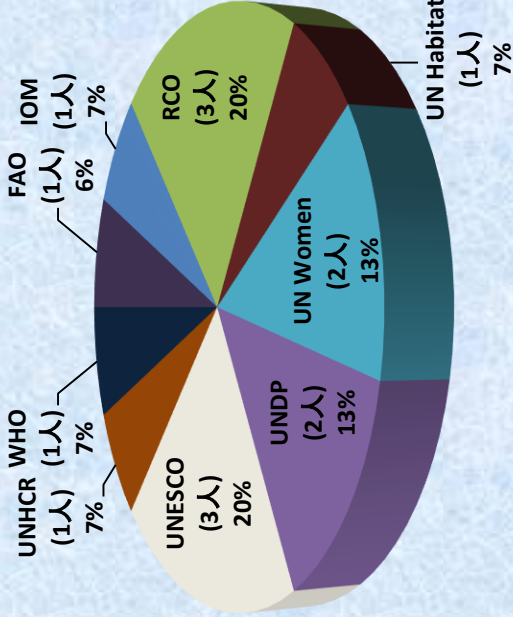
【地域】



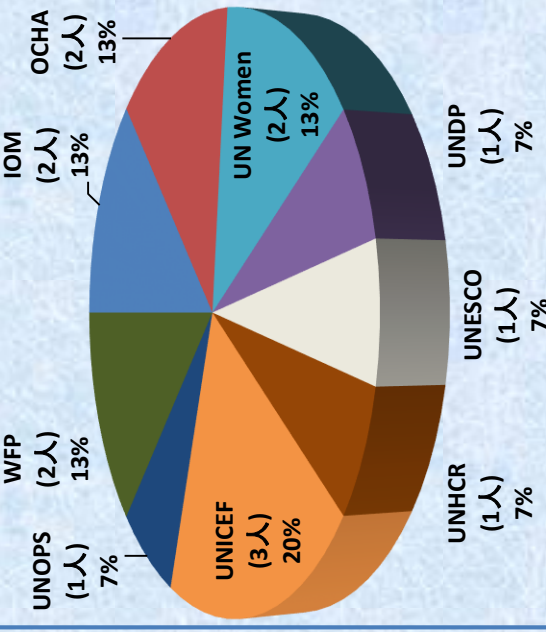
【機関】



【機関】

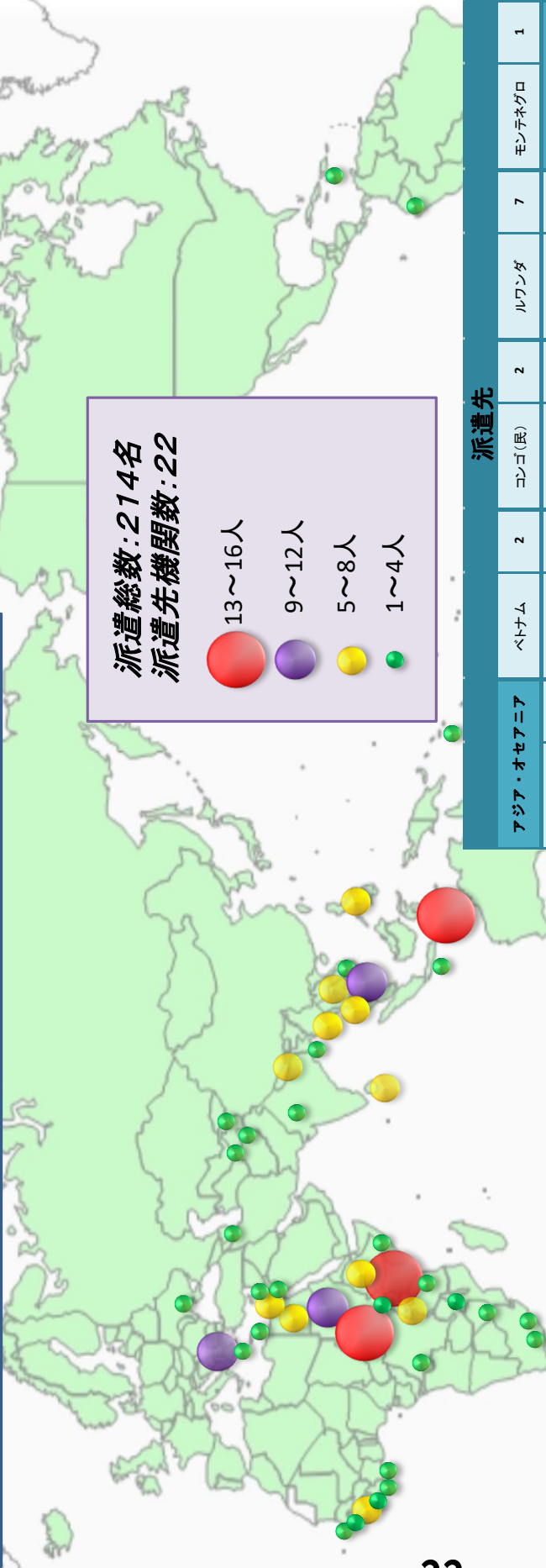


【機関】



海外実務研修（平成19～30年度 全派遣実績）

（令和元年9月現在）



派遣総数:214名

派遣先機関数:22

13～16人

9～12人

5～8人

1～4人

派遣先機関				
機関	人	機関	人	人
国連SPMミッション	1	UNESCO	5	2
国連PKOミッション	10	UNHCR	36	9
FAO	2	UNICEF	31	19
IOM	19	UNIMAS	1	3
OCHA	3	UNODC	3	1
OHCHR	2	UNOPS	4	2
RCO	5	UNRC	2	3
UNDP	50	UN Habitat	1	
		TOTAL		214

※International IDEA, ICCP, JMAS等の非国連機関は平成19・20年度事業のみ

派遣先									
アジア・オセアニア		ベトナム	2	コンゴ(民)	2	ルワンダ	7	モンテネグロ	1
インド	1	ミャンマー	7	シエラレオネ	7	レソト	1	中東	
インドネシア	5	ラオス	8	ジンバブエ	2	欧州		ヨルダン	4
カンボジア	10	アフリカ		スーダン	10	アゼルバイジャン	1	レバノン	5
スリランカ	7	ウガンダ	5	セネガル	2	ウクライナ	1	その他	5
ソロモン諸島	1	エジプト	6	ソマリア	1	ウズベキスタン	2	中南米	
タイ	5	エチオピア	5	タンザニア	3	キプロス	1	エクアドル	1
ネパール	8	エリトリア	1	ブルンジ	1	キルギス	5	ハイチ	2
パキスタン	1	カーボヴェルデ	1	マラウイ	1	コンゴ	9	ボリビア	1
ハンガリー	2	ギニアビサウ	1	南アフリカ	1	セルビア	3	Total	
東ティモール	15	ケニア	15	南スーダン	16	タジキスタン	2	214	
フィリピン	5	コートジボワール	2	リベリア	3	マケドニア	1		

1. 国際女性会議WAW! (ワウ)とは

- (1) WAW! (World Assembly for Women) は、安倍政権の最重要課題のひとつである「女性が輝く社会」の国内外での実現のため、日本政府が2014年から東京で開催している国際会議。
- (2) WAW! では、女性の活躍推進のための我が国の取組・進捗を国内外に発信すると共に、女性を巡る様々な課題について、政治、経済、社会分野の第一線で活躍する人々が経済から国際協力まで包括的に議論し、提言を行う。これら提言は、国連文書として登録。
- (3) WAW! 前後の期間を「シャイン・ウィークス」と位置づけ、関連府省庁、市民団体等が開催する女性関連イベントと連携し、日本全体で女性の活躍推進のムーブメントを促進。

2. これまでのWAW! 開催実績

■第1回WAW! (2014年9月12日, 13日)

ラガルドIMF専務理事をはじめ、女性分野で活躍するトップ・リーダーが出席し、経済における女性の活躍促進、グローバルな課題と女性のイニシアティブ等について議論。

■第2回WAW! (2015年8月28日, 29日)

テーマは「WAW! For All」。サー・リーフ・リベリア大統領(ノーベル平和賞受賞)をはじめとするオピニオン・リーダー約130名が、ワーク・ライフ・マネジメント、男性の関与、シングルマザー、理系女子、防災、起業、教育、平和構築、ODA支援等、若者、女性を取り巻く課題について幅広い切り口から議論。

■第3回WAW! (2016年12月13日, 14日)

テーマは「WAW! For Action」。インスタグラムCOOレヴィーン氏を含む各界のトップリーダー93名が集まり、女性のリーダーシップやワーク・ライフ・マネジメント、理系分野における女性の活躍推進、女性の健康、女性・平和・安全保障、地方創生について議論。また、前回に引き続き、ユース・テーブルを設け、若者からも発信。

■第4回WAW! (2017年11月1日, 2日, 3日)

テーマは「WAW! in Changing World」。イバンカ米大統領補佐官やゲオルギエヴァ世界銀行CEOといった各界のトップリーダー66名が集まり、企業におけるジェンダー分野の取組、技術革新と女性、無償労働の再分配、女性・平和・安全保障、メディアと女性、若者と女性活躍の未来、自然災害と女性、女性起業家支援について議論。

■第5回WAW! (2019年3月23, 24日)

テーマは「WAW! for Diversity」。W20と同時開催し、マララ・ユスフザイ・ノーベル平和賞受賞者やバチエ国連人権高等弁務官、ミケティ・アルゼンチン副大統領、7カ国の女性外相(パナマ、ドミニカ国、ホンジュラス、ブルガリア、クロアチア、グアテマラ、オーストリア)等、27カ国、3国際機関から計82人が登壇。技術革新と人材育成、地方活性化と雇用創出、多様性を育てるメディアとコンテンツ、女性の参画と紛争予防・平和構築・復興、多様性と企業経営、家族の未来等について議論。

3月23日(土)及び24日(日)、国際女性会議WAW!(World Assembly for Women)を東京にて開催。5回目の開催となる今回はW20との同時開催により、「WAW! for Diversity」をテーマに日本及び国際社会が抱える今日的課題について、包括的かつ多角的に議論。

- 持続可能な開発目標(SDGs)に謳われた「誰一人取り残さない」持続可能で包摂性と多様性のある社会の実現に向け、男性や若者を含む、多様な背景を持つ参加者が国内外の課題について、女性の視点も踏まえつつ議論。2日間合わせて約3千人が参加。

【参考】

1日目:基調講演、特別挨拶、パネルディスカッション及び分科会、2日目:分科会、特別ゲストインタビュー、パネルディスカッション及び閉会式を実施。

- 安倍総理は1日目の開会挨拶を行った。また、片山さつき内閣府特命担当大臣は、1日目のWAW!パネル・ディスカッション「地方活性化と雇用創出、そのためのリーダーシップ」に参加。阿部外務副大臣は、2日目の外相によるパネル・ディスカッションに参加。マララ・ユスフザイ マララ財団共同創設者(ノーベル平和賞受賞者)、バチエレ国連人権高等弁務官、ガブリエラ・ミケティ・アルゼンチン共和国副大統領のほか、7か国(パナマ、ドミニカ国、ホンジュラス、ブルガリア、クロアチア、グアテマラ、オーストリア)の外相が参加し、活発な議論が行われた。

- 1日目昼、山田外務大臣政務官が基調講演者、パネル登壇者等約1,000名を招待し、レセプションを主催。白鳩太鼓の演奏、空手演舞、農業女子、水産女子等のブース展示等が行われた。
- 2日間に亘る議論の結果として提案された提言を総括文書として発出。同文書は国連文書として登録。



(写真:内閣広報室提供)

パネル・ディスカッションのテーマ:①技術革新と変容する社会における人材育成、②地方活性化と雇用創出、そのためのリーダーシップ、③ジェンダーギャップの解消を通じた新しい成長のカタチ:女性のエンパワーメントを実現するガバナンスとは、④労働におけるジェンダーギャップを解消する:ハッピーなワークとライフの実現へ
WAW!分科会のテーマ:①多様性を育てるメディアとコンテンツ、②女性の参画と紛争予防・平和構築・復興、③多様性を成長に:企業経営や職場環境、④家族の未来:頼る・活かす・分かち合う
W20!分科会・特別セッションのテーマ:①女性起業家が創る新しい市場価値、②ジェンダー投資:世界の新潮流、③デジタル時代のジェンダー平等、④患者や介護者としての女性の就業:健康格差の是正による男女平等と労働参加の向上

2日間に亘る議論を踏まえ、誰一人取り残さない多様な社会の実現に向け、WAW!参加者1人ひとりができることを実践するとともに、日本政府は政策の参考としていくことを決意。

◆ 技術革新と変容する社会における人材育成

- ・ 「知と知を融合」、「社会と知の統合」を図ることのできる人材の育成が必要。
- ・ 新たな技術に誰もが容易にアクセスできる環境整備が必要。
- ・ 全ての女子に教育の機会を与え、誰もが取り残されることなく、自らの可能性を広げられる社会としていくべき。
- ・ 固定的な性別役割についての偏見をなくし、男女間における機会の格差の平等を追求すべき。

◆ 地方活性化と雇用創出，そのためのリーダーシップ

- ・ 地方活性化の取組みに、意思決定の場における女性の参画を推進し、家庭・地域・職場でのジェンダー・ギャップを解消する。
- ・ 地方活性化に関連する政策・施策にジェンダー平等と女性のエンパワーメントの視点を盛り込む。
- ・ 新たなテクノロジーを活用してあらゆる関係者（行政、企業、地域など）の力を結集させ、先進的な取組み事例を増やしていく。

◆ 多様性を育てるメディアとコンテンツ

- ・ メディアやコンテンツに関わる企業・従事者における、ジェンダーや多様性に対するリテラシー（知識・活用能力）の早急な向上を図る。
- ・ 世代間におけるジェンダー平等認識の大きなギャップの存在を再認識し、次世代を担う者たちへのメディアを通じた影響を検証する。
- ・ 官民が一体となり、多様性を育てるコンテンツやメディア発信機会を創出する。

◆ 女性の参画と紛争予防・平和構築・復興

- ・ 全てのレベルにおける女性の意味ある参画を推進し、その声を和平合意や国造りに反映させる。
- ・ 紛争下における性的暴力の加害者に対する処罰の追求。被害者に対する適切な補償と支援。
- ・ 平和維持のための女性の参画の重要性を認識し、政府、市民社会、その他政策決定に携わる者の協力・連携を進める。

◆ 多様性を成長に：企業経営や職場環境

- ・ 企業経営者は、多様性がビジネスにとって優先度が高いものであると認識し、働き方改革に取り組むことが重要。
- ・ また、多様性は、投資家にとっても重要な要素であり、多様性を活かすための適切なマネジメントが必要。
- ・ セクシャルハラスメント、パワーハラスメントが、加害者の地位・能力如何にかかわらず、許されないことを徹底する。

◆ 家族の未来：頼る・活かす・分かち合う

- ・ 官民が連携して同性婚や事実婚等、多様な家族を可視化するとともに、国はそうした家族の多様性の保護を検討する。
- ・ 女性が家庭内労働を行うべきとする社会的規範を変えるための官民を挙げた積極的な施策を行う。
- ・ ひとり親世帯（特に、母子世帯）の貧困削減のため、官民で積極的な施策を行う。

G20大阪 (女性分野での成果)

1 首脳宣言

女性の労働参画

- 2025年までに労働力参加における男女間の格差を25%削減するとのブリスベン・ゴールの進捗状況を、ILO/OECD作成の年次報告書に基づき、毎年首脳レベルで確認していくことに合意。

STEM分野を含む女子教育支援

- 質の高い初等・中等教育、STEM(科学、技術、工学及び数学)教育へのアクセス改善を含め、女子・女性への教育支援継続にコミット。

女性起業家を含む女性ビジネスリーダーの声の反映

- 女性の起業促進のための措置の重要性を確認し、女性起業家資金イニシアティブ(We-Fi)の継続的な実施を歓迎。
 - 「女性のエンパワーメントと経済参画促進のための民間セクターアライアンス(EMPOWER)」(注)の立ち上げを歓迎。
- (注)ビジネス分野での女性のリーダーシップ拡大と女性の起業家育成を目指し、G20各国の民間セクター代表(女性CEOや起業家を含む)が自発的・自律的なネットワークを構築し、民間自身の間でのグッドプラクティスの共有や、政府への政策提言を行うもの。

その他

- ジェンダー平等と女性のエンパワーメントを、分野横断的な課題として今後も取り上げていくことを再確認。
- 教育において、ジェンダー・ステレオタイプの解消に向けた啓発を継続することにコミット。
- ジェンダーに基づくあらゆる暴力、虐待、ハラスメントの撲滅のために措置をとる重要性を再確認。
- 女性の管理職数増加やジェンダーに対応した投資を行う企業の認識を含め、民間部門の取組奨励の重要性を認識。

2 女性のエンパワーメントに関する首脳特別サイドイベント

- 6月29日(土)、G20大阪サミットの公式プログラムの一部として、「女性のエンパワーメントに関する首脳特別イベント」を開催。23カ国・機関^(注1)、特別ゲストとしてマキシマ開発のための金融包摂に関する国連特使(オランダ王妃)及びイバンカ・トランプ米国大統領補佐官、並びに女性の活躍推進に取り組む国際機関・組織^(注2)が参加。

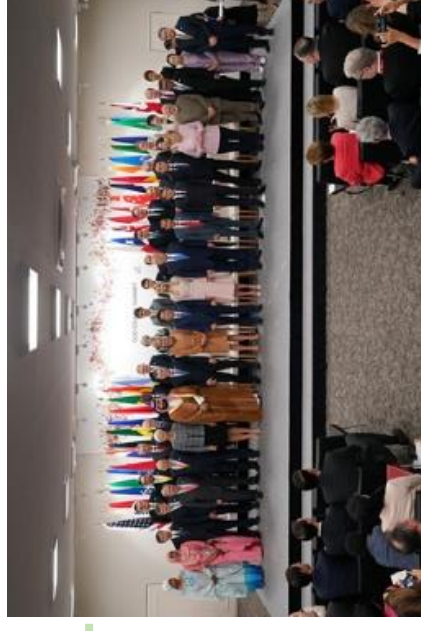
(注1) 日本、アルゼンチン、オーストラリア、ブラジル、カナダ、チリ、エジプト、フランス、ドイツ、インド、インドネシア、イタリア、メキシコ、オランダ、サウジアラビア、セネガル、シンガポール、スペイン、タイ、英国、米国、ベトナム、欧州委員会。

(注2) 国連、OECD、IMF、ILO、ADB、国連女性機関(UN Women)、WTO、WHO、世銀、WPL(女性政治指導者グローバル・フォーラム)、W20。

- 冒頭、国際機関・組織より、各々の女性活躍推進の取組に関する報告書・提言を安倍総理に手交。引き続き、安倍総理より、G20大阪での女性に関する議論について、①女性の労働参画、②女子教育支援、③女性起業家を含む女性のビジネスリーダーの声の反映、の3本柱を紹介するとともに、様々な発展段階にあるG20の国々が、一致して女性のエンパワーメントに取り組むことが、G20全体の更なる発展の大きな推進力になるとのメッセージを発信。
- マキシマ国連特使より、女性の金融包摂の重要性を指摘すると共に、女性の活躍推進は男性にとっても重要であるとし、男性のリーダーシップや男性の決意への期待を述べた。
- イバンカ補佐官より、世界で最も過小評価されているのは女性の能力であるとし、男女が平等に労働市場に参画することが経済成長に繋がることや、女性起業家支援の重要性、米国の女性支援政策について述べた。
- イベント終了後に、各国首脳による自国のジェンダー平等・女性のエンパワーメントにかかる政策やコミットメントについてのメッセージをとりまとめたプレス・リリースを発出^(別添)。

3 事後記者ブリーフ

- 報告書・提言を手交した国際機関・組織の参加を得て、事後記者ブリーフを実施。各々が報告書・提言について説明。



ジェンダー平等及び女性のエンパワーメントに関する宣言 (骨子)

ジェンダー平等に関するピアリッツ・パートナーシップ

- 2019 年 5 月に G7 ジェンダー平等担当大臣会合で採択された「ジェンダー平等に関するパリ宣言」を歓迎。我々は、ジェンダー平等アドバイザリー評議会の代表から説明を受けた。
- ジェンダー平等を促進する法律を効果的に実施し、執行することが女性・女児のエンパワーメントを進める強い力となり得ることを認識。我々は、それらの法律が無差別であることを確保すべく、その適切なモニタリングを奨励。
- 世界中の余りに多くの女性・女児が差別的な法律及び法的な保護の欠如により影響を受けていることに最も深い懸念を表明。我々の国内のコミットメントとは別に、関心を有する国が現状を是正しジェンダー平等を推進する法律の策定、執行及びモニターを行うことを、様々な専門性及び開発メカニズムを通じて支援する用意がある。G7 からこれらの国々に対する支援は、既存の G7 説明責任作業部会によりモニター。
- 北京宣言及び行動綱領の 25 周年を記念するジェネレーション平等フォーラムが 2020 年にメキシコ及びパリで開催されること、並びに、ピアリッツ・パートナーシップの加盟国がこの文脈で会合することを歓迎。

紛争関連の性的暴力生存者のための国際的な基金

- 「女性、平和及び安全保障に関するディナール宣言」が紛争に関連する性的暴力の一層の防止及び対処のために行動するよう国際社会に要請したことを認識。
- 加害責任を確保しつつ、現在起きている事案の被害者に対して、具体的な医療、心理的及び社会的ニーズに迅速に対応する取組を引き続き支援。我々は、ノーベル平和賞受賞者であるナディア・ムラド氏及びデニス・ムクウェゲ氏らによる自主的な紛争関連の性的暴力生存者のための国際基金を創設するといった取組を奨励。

女児・女性の教育及び訓練

- 我々は、質の高い教育を平等に受けられることが、特に開発の文脈及び紛争国において、女児・女性のエンパワーメント及び平等な機会を達成するために極めて重要であると確信。特に緊急事態及び紛争影響国・脆弱な諸国において、全ての人々のための少なくとも 12 年間の安全で質の高い教育の機会を増加させるという我々のコミットメントを強調。女児・女性の質の高い教育へのアクセスを促進するため、開発途上国と協働するよう努める。